

## 「建築基本法」に向けて

構造計算書偽装事件を受けて、2006年には建築基準法、建築士法の改正がなされ、今また住宅瑕疵担保責任履行法が導入される。建築関連の法

改正は、頻繁であり、それが全体を複雑でわかりにくいものになっていることについては、随分と昔から指摘されているものの、改まる気配はない。2007年6月の確認制度厳格化の施行による建築界の混乱は、多くの建築の専門家の意見が十分に反映されていなかったこと、実務の実態を踏まえていないことなどによるものであると指摘されているが、その反省は生かされるのか。

筆者らは、1998年の建築基準法改正の問題点を議論する中から、もはや建築基準法を手直しするという形では解決できない状況になっていると判断し、2003年8月、約200名の有志を募って、「建築基本法制定準備会」を立ち上げた。2006年には、準備会としての建築基本法(案)を公開している。建築基本法制定により法体系がどのように変わることが期待できるか、また建築基本法の議論を進めることで何が得られるか、論じてみたい。

### 建築基準法の問題

建築基準法は、1950年に制定され、その後多くの改正を経て、現在の形になっている。そこにある最大の問題は、制定当時の社会的・技術的状况と今日の実況が大きく変わっているのに、基本的な位置づけはまったく変わらないままに、単体の規制や確認制度の厳格化を付け加え、複雑なものにしていることである。法律の対象が明確になっていて、かつその理念がわかりやすく条文に反映してこそ、適切な運用可能となるのに、今や建築基準法の複雑さは限界を超えている。

社会的な状況の変化の最大のものは、量的には十分となった建築に、今求められるのは質であるということ。そして、その質について、最低基準を満足することで一律に運用するという形ではなく、持続可能な社会、これ



議員シンポジウム

神田 順氏

から縮小して行く社会の中で、建築を有効に活用して行くために法制度上どのようにして行くべきか、今こそ、国民の問題として考えるべき時期である

と思う。

最低基準を法的に定めるという考えを否定することはないと思う。問題は、その最低基準がどこまで必要かである。耐震の問題であれば、当初は、せん断力係数と材料の許容応力度を決めるだけでよかった。1981年には、変形能力に応じた係数が決められ、1998年には、性能規定化の名のもとに、計算方法を政令で定めることとなった。構造物の挙動の評価方法はいろいろありうるのに、特定の方法のみが法によって認められるということは、技術者に、なるべく真に近いものを求めようとする姿勢を捨てさせるという、はなはだ具合の悪い状況を生んでいる。

建築基準法の制定にあたっては、建築士法が時を同じくして制定され、基準が適切に運用できることを、建築士によって確保するという体制であった。しかし、構造も設備も技術は著しいスピードで高度化すると、現実には分業化して来ている。一人の人間がすべてを詳細まで理解せよ、ということは不可能だから、高度化した技術が建築設計の安全性にかかわるような場合には、それ相応の制度が必要である。1998年以前にあった38条は、法の想定していない技術に関しては同等な安全性を大臣が認定するとしていたわけであるが、性能規定化されている以上は、あらゆる条件に対しても法で規定できるという立場が取られてしまっている。形式主義が幅を利かせている。

このことは、集団規定にもそのまま当てはまる。容積率や高さ制限が、その地域にふさわしい形での運用になっているか、法規制の判断は単純ではない。地盤面の解釈、道路の解釈、緑地の状況など、その地域の住民にとっての質の最低限を、事前の規定ですべて尽くすことに

は、どうしても無理が伴う。あるレベルの基準の記述はあくまで、一つの目安でしかないのだから、問題の発生の度に記述を増やすことで正確さを増そうとすること自体に意味がない。規定を簡素化し、本当に必要なことのみ規制する方向に転換すべきである。

## 専門家責任とは

専門家が、自らの責任において判断することについて、社会がそれを信任するのであれば、法規制が運用されるのはむしろ例外的ということになるが、現実には逆で、専門家といっても最低基準を守らない場合が少なくないことを、私たちは知っている。責任をどのような形で問うことによって意味のある建築制度になりうるであろうか、考える時である。

構造技術者は好むと好まざるとにかかわらず、柱の鉄筋一つ一つ、鉄骨の板厚の1mmの決定を通して、建築物の安全性を決めているわけである。しかしながら、多くの意識は、建築基準法の定めるところを満足していることによって、もし、何かあっても責任をとるような事態にならないと、暗に感じている。本来は、どの程度の安全性を与えているかを、法令適合という形でなく、科学技術的な意味で性能として説明する責任を有している。

集団規定や色彩計画などを取ってみても、建築家としては、そのまちにふさわしい設計を行なう責任を有するが、建築主に不足する情報を十分提供した上で、さらには、社会的な意味を理解した上で、決定しなくては行けないし、法令の水準を上回ったものになることは結果として期待されても、それが目的ではない。

シックハウス問題の対応として住宅の24時間機械換気が最低基準として導入されたが、自然換気という住み方の選択は文化であり、法規制としてはありえないと思う。これなども、建築の専門家が設計仕様に責任をもつ、すなわち有害物質を発生する建材を使用しないという取り決めで十分である。

法を超えた判断が出来る専門家の職能を、さらに論ずる必要がある。それは、現在行なわれている一級建築士試験のような形ではなく、実務を通じた経験と専門家の間での作品の評価によって認められるものであると思う。専門家資格についても、1950年制定の建築基準法が運用できるという条件ではなく、安全や健康、社会的調和と言った建築に求められる要求に対して、適切な判断能力を有する条件をもとに、新しく見直して行くべきであろう。

## 建築基本法の期待

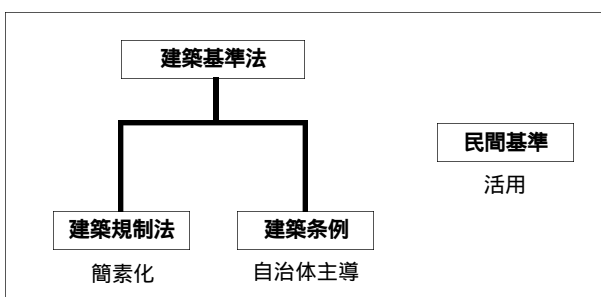
私にとっての建築基本法というアイデアの誕生は、建築基準法をどのように料理してみても、限界があるので、新しい社会にふさわしい建築の理念を生かすための法律を、今ある法体系に捉われることなく、制定することによって、法のあり方を見直す契機になりうるのではないかということである。

理念の部分において、安全や健康、環境に配慮することには誰も異論はないところと考えるが、建築が社会資産であるという認識をもつという点で、国民や利害を異にする関係者の間に共通認識を築くことが必要と思う。

関係者の責務をそれぞれ果たすという点でも誰も異論はないところであるが、法規定に委ねるということは誰も責任を取らないことにつながるという認識のもとで、専門家はもとより、建築主や事業者が建築の質に対して責任をとるしくみを考えようということについては、まだ十分な議論をする余地がある。

いずれにしても、基本法なので、建築の理念を明らかにし、その実現に向けて、関係者がそれぞれの責任をまっとうすることを明文化することが必要である。それに基づいて、今の膨大で複雑になった建築基準法を簡素なものとし、集団規定に関しては規模に応じて、事前協議に基づく許可制を導入し、また単体規定についても、法では規制を最小限とした上で、必要なものを条例で定め、建築に地方性が生かされるような制度を、少し時間をかけて作っていくことに、意味があると思う。

建築の意味や価値をもっとも良く理解する専門家こそが、量から質の時代、持続可能性を意図した縮小社会における建築制度を提案し、実現に向けて論を進める必要がある。



建築基本法のもとでの法体系のイメージ